

第4章 重点目標

- 1 ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症への関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の発症を予防します。
- 2 ギャンブル等依存症である者等とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、専門医療機関や相談機関等の充実を図るとともに、相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援体制を整備します。
- 3 行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等が相互理解を深め、包括的な連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。